

# ながとすくすく赤ちゃん応援券

## 注意事項（事業者向けQ&A）

Q. 応援券の有効期限はいつまでですか？

A. 対象乳児が2歳の誕生日を迎える月の前月末までです。有効期限は応援券利用者ごとに異なります。応援券綴りの表紙に明記しておりますので、有効期限切れでないか確認の上、受領してください。

Q. 事前に切り離された応援券を提示された場合、レジで受領してよいですか？

A. レジ前以外で事前に切り離された応援券は受領しないでください。

Q. 購入金額が1,000円未満の場合、おつりを交付しますか？

A. 購入金額が応援券の金額を下回る場合、おつりは交付しないでください。

Q. 対象商品以外の商品と併せて購入される場合の応援券の取扱いは？

A. 応援券の対象商品は、おむつ（紙・布）、ミルク（粉・液体）、おしり拭きです。対象商品以外の代金には応援券は利用されないよう注意してください。レジ対応が煩雑になることが予想され、事業者の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますがご協力をお願いいたします。

Q. 応援券を利用して商品を購入後、商品を返品したいと言われたら？

A. 応援券を利用して購入された商品の返品対応は行わないでください。保護者の方にも、返品対応はできない旨をご案内しています。

Q. 受領した応援券はどのようにしたらよいですか？

A. 応援券裏面に引換日や登録店舗名を記入し、使用済みであることが分かるようにしてください。ゴム印等で対応されても構いません。

Q. 受領した応援券の集計は月末締めでないといけませんか？また、受領した応援券分の助成金はどのように請求したらよいですか？

A. 必ずしも月末である必要はありません。店舗のご都合に合わせ、その月に受領した応援券を登録店舗ごとに集計していただき、翌月の15日までに助成金交付請求書に受領した応援券を添えて、子育て支援課へご提出ください。

Q. 複数店舗を管理する本社が請求書を提出する場合、複数店舗分をまとめて1枚の請求書で請求してよいですか？

A. 1枚の請求書でまとめてご請求いただいても構いませんが、登録店舗ごとの利用枚数が確認できるよう、請求書に内訳書を添付してください。

### お問合せ先

長門市役所子育て支援課 保育班 TEL：(0837) 23-1156